

日本クリニカルパス学会資格認定制度規則

第1章 総則

- 第1条 この制度は、日本クリニカルパス学会の目的である「臨床現場における具体的なクリニカルパスの導入・運用および改善を支援する」ために、クリニカルパスの質を維持・向上することおよびその人材を育成することを目的とする。
- 第2条 日本クリニカルパス学会は、パス認定士、パス指導者、パス上級指導者を認定する。
- 第3条 パス認定士は、クリニカルパスを正しく作成できる・使用できるための基礎知識の習得と、クリニカルパスの作成・使用の実績のあるものとする。施設あるいは地域において積極的なクリニカルパス活動が求められる。
- 第4条 パス指導者は、標準化を図るための知識やPDC Aサイクルを回していくなどの知識の習得と、クリニカルパス活動の支援や推進などの実績があるものとする。施設あるいは地域においてクリニカルパス活動を推進するとともに指導的役割を果たすことが求められる。
- 第5条 パス上級指導者は、地域あるいは全国レベルでクリニカルパス活動を先導・推進していく立場にある。クリニカルパスの進化に寄与することが求められる。

第2章 資格認定委員会

- 第6条 日本クリニカルパス学会は、資格認定制度の運用にあたり、資格認定委員会を設置する。資格認定委員会の運営に関する事項は、資格認定委員会規則に定める。

第3章 パス認定士申請資格

- 第7条 パス認定士の資格を申請する者は、以下のすべての条件を満たしていることを必要とする。各条件の詳細は、細則に定める。
- 1) 申請する時点において、日本クリニカルパス学会の個人会員であること
 - 2) 過去にクリニカルパス関連の学会発表を1回以上していること
 - 3) 3年以内に、日本クリニカルパス学会学術集会上に1回以上参加していること
 - 4) 3年以内に、資格認定のための教育研修を20単位以上受講していること
 - 5) 過去に、クリニカルパスを作成した実績があること

第4章 パス指導者申請資格

- 第8条 パス指導者の資格を申請する者は、以下のすべての条件を満たしていることを必要とする。各条件の詳細は、施行細則に定める。
- 1) パス認定士の資格を2年以上有すること
 - 2) 3年以上引き続いて、日本クリニカルパス学会の個人会員であること
 - 3) 過去にクリニカルパス関連の学会発表を2回以上していること
 - 4) 過去にクリニカルパス関連の論文を1編以上執筆していること
 - 5) 3年以内に、日本クリニカルパス学会学術集会上に1回以上参加していること
 - 6) 3年以内に、資格認定のための教育研修を20単位以上受講していること

第5章 パス上級指導者申請資格

- 第9条 パス上級指導者の資格を申請する者は、以下のすべての条件を満たしていること

を必要とする。各条件の詳細は、施行細則に定める。

- 1) パス指導者の資格を有すること
- 2) 4年以上引き続いて、日本クリニカルパス学会の個人会員であること
- 3) 過去にクリニカルパス関連の学会発表を5回以上していること
- 4) 過去にクリニカルパス関連の論文を5編以上執筆していること

第6章 資格認定のための教育研修

第10条 日本クリニカルパス学会は、資格認定のための教育研修を行う。

第11条 日本クリニカルパス学会以外の各種団体が、資格認定のための教育研修を開催することができる。資格認定のための教育研修として認められる詳細は、施行細則に定める。

第7章 パス認定士・パス指導者の認定

第12条 パス認定士・パス指導者の資格を申請する者は、申請書類と審査料を期日までに提出する。申請書類と審査料の詳細は、施行細則に定める。

第13条 資格認定委員会は、書類審査を行い、申請資格があると認めた者に対し、試験を行う。

第14条 資格認定委員会は、審査の結果を理事長に報告し、理事会の議決を経て、審査結果を申請者に通知する。

第15条 認定審査合格者は、所定の登録料を納付する。理事長は、認定審査合格者を登録し、認定証を交付する。登録料の詳細は、施行細則に定める。

第16条 認定証の有効期間は、交付の日より5年間とする。

第8章 パス上級指導者の認定

第17条 パス上級指導者の資格を申請する者は、申請書類と審査料を期日までに提出する。申請書類と審査料の詳細は、施行細則に定める。

第18条 資格認定委員会は、書類審査を行う。

第19条 資格認定委員会は、審査の結果を理事長に報告し、理事会の議決を経て、審査結果を申請者に通知する。

第20条 認定審査合格者は、所定の登録料を納付する。理事長は、認定審査合格者を登録し、認定証を交付する。登録料の詳細は、施行細則に定める。

第21条 認定証の有効期間は、交付の日より5年間とする。

第9章 パス認定士・パス指導者・パス上級指導者の更新

第22条 パス認定士・パス指導者・パス上級指導者の継続を望む者は、資格取得後5年毎に更新しなければならない。

第23条 パス認定士・パス指導者・パス上級指導者の資格更新を申請する者は、更新申請書類と更新審査料を期日までに提出する。更新申請書類と更新審査料の詳細は、施行細則に定める。

第24条 資格認定委員会は、書類審査を行う。

第25条 資格認定委員会は、審査の結果を理事長に報告し、理事会の議決を経て、審査結果を更新申請者に通知する。

第26条 理事長は、更新審査合格者に認定証を交付する。

第27条 認定証の有効期間は、交付の日より5年間とする。

第28条 疾病、留学等、やむを得ない事情により更新審査の申請ができない場合は、更新審査の猶予を申請し、資格認定委員会で審査する。認められれば、更新審査の申請を1年間猶予する。

第10章 資格の喪失・留保・取り消し

第29条 パス認定士・パス指導者・パス上級指導者は、以下の各項の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 資格認定を辞退したとき
- 2) 資格更新をしなかったとき
- 3) パス認定士・パス指導者・パス上級指導者としてふさわしくない行為があったとき
- 4) 日本クリニカルパス学会の個人会員資格を喪失したとき

第11章 規則の変更

第30条 この規則の変更は、理事会の決議を経て評議員会・総会の承認を得て行う。また、施行細則は理事会の決議によって定め、変更も理事会の決議による。

附則

1. この規則は、平成26年4月1日から施行する。
2. パス認定士・パス指導者の資格認定は平成28年から行う。
3. パス上級指導者の資格認定は平成30年から行う。
4. 資格制度開始にかかる暫定措置に関しては、施行細則に定める。